○国土交通省令第四十七号

道路法等の一部を改正する法律（令和二年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、並びに道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十七条の二第七項、第四十七条の五、第四十七条の六第一項、第四十七条の十第一項、第三項及び第四項、第四十七条の十一第一項、第四十七条の十二第二項及び第三項、第四十七条の十三第一項第三号及び第二項、第四十八条の五十第二項、第四十八条の五十一第一項及び第二項、第四十八条の五十三並びに第四十八条の五十八第三項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項の規定に基づき、並びに道路法を実施するため、道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和三年七月九日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

（車両の通行の許可の手続等を定める省令の一部改正）

第一条　車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第二条　（略）	**第一条の二**　（略）
（国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車）	（国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車）
第三条　令第三条第四項の規定による指定を受けた道路を通行する国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車は、次のいずれにも適合するものとする。	**第一条の三**　令第三条第四項の規定による指定を受けた道路を通行する国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車は、次のいずれにも適合するものとする。
一　（略）	一　（略）
二　国土交通大臣が定める基準に適合するＥＴＣ二・〇車載器（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成十一年建設省令第三十八号）第四条第一項第一号に規定する車載器であつて、無線の交信により通行経路を記録することができる装置をいう。第十四条において同じ。）を搭載したものであること。	二　国土交通大臣が定める基準に適合するＥＴＣ二・〇車載器（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成十一年建設省令第三十八号）第四条第一項第一号に規定する車載器であつて、無線の交信により通行経路を記録することができる装置をいう。）を搭載したものであること。
第四条～第八条　（略）	**第一条の四～第五条**　（略）
（車両の通行の許可の手続）	（車両の通行の許可の手続）
第九条　（略）	**第六条**　（略）
2　前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、道路管理者は、更新若しくは変更の申請であるため又は他の方法により当該書類の内容を確認することができるためその添付の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める書類の添付を省略させることができる。	2　前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、道路管理者は、更新若しくは変更の申請であるため又は他の方法により当該書類の内容を確認することができるためその添付の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める書類の添付を省略させることができる。
一～四　（略）	一～四　（略）
（削る）	五　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）による一般旅客自動車運送事業の許可を受けている者にあつては、当該許可を受けていることを証する書面
五　（略）	六　（略）
3　（略）	3　（略）
（限度超過車両の通行の許可に係る車両の幅等の基準）	（車両の幅等の基準）
第十条　（略）	**第七条**　（略）
第十一条　（略）	**第八条**　（略）